**【　提出先：申請者　⇒　健保組合　】**

健保使用欄

資格取得日：　　　　　　　　　　　　　資格喪失日：

※請求書は、原則1か月ごとに用紙を分けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **傷病手当金・傷病手当金付加金請求書 【退職者用】** | （第 回目） |  年 　　 月 　 　 日 請 求 |
| **被 保 険 者 の 記 入 す 　る 　と 　こ 　ろ** | **被保険者等****記号・番号** | **記号** | **番号** | **フリガナ** |  |
|  |  | **被保険者氏名（自　署）** |  |
| **生年月日** | □Ｓ 　□ Ｈ 　 年 　 月 日生 |
| **住　　　所****電話番号** | 〒 （ －　　　　　　）日中連絡可能な電話番号： （ 　　 　　）メールアドレス： |
| **被保険者の****業務の種別** |  | **会社名** |  |
| **支社・ﾁｰﾑ名** |  |
| **傷病名** |  | **発病･負傷日** |  　 年 月 　 日 |
| **療養開始日** |  　 年 月 　 日 |
| **発病または****負傷の原因** | ※明確な発病または負傷の原因がない場合に限り「不詳」とご記入ください |
| **傷病による症状・****医師の指導に****基づく請求期間の療養状況** | 具体的な症状　[　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　]受診と治療の内容□受診のみ　　　　□受診と服薬　　　　□受診なし服薬のみ　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　 　）薬を処方されていない場合、医師からは理由をどのような説明を受けていますか（理由：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **労務に服することが****できなかった期間****（請求期間）** | （原則として1ヶ月単位で申請してください）年 月 日から　　　　　　年 月 日まで　（　　　　　日間） |
| **請求期間分の報酬を受けましたか、****また受けられますか※** | □　受けた （受けられる） 　 □　受けない （受けられない） |
| **障害厚生年金・障害手当金を受給していますか** | □いいえ□はい□請求予定 | **で「はい」「請求予定」の場合　傷病名をご記入ください** |  |
| **老齢または退職を事由とする公的年金を受給していますか** | □いいえ□はい□請求予定 | **で「はい」「請求予定」の場合　受給開始日・金額をご記入ください** | 年　　　　月　　　　日 |
| 円 |
| **同意書**プルデンシャル健康保険組合御中私は傷病手当金請求に際して、以下のことに同意します。1.貴健保組合が必要な事実確認のために、私が提出した申請書の記載内容に基づいて、私の資格取得前の健康保険加入先、受診医療機関及び医師、調剤薬局、事業主、産業医、損害保険会社等に対して診療内容や勤務状況、給付履歴等に関する照会を行い、当該者が照会に対する回答をし、その提供を受けること2.貴健康保険組合が照会先に当同意書（写）を提示すること署名日：　　　　　　年　　　　　月　　　　　日　　　　　　　被保険者氏名（自署）：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| **《第１回目請求時にご記入ください》** | **ﾌﾟﾙﾃﾞﾝｼｬﾙ健保組合に加入前の健康保険について記入してください（□に✓チェック）** | * **（　　　　　　　　　　）健康保険組合**
* **全国健康保険協会　　　　　　　　　　　　企業名（勤務先）**

**（都道府県名：　　　　　　　　　　　）　　　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］*** **国民健康保険**当組合加入前の保険者へ照会することがあります。
 |
| **当健保加入前に傷病手当金を受給したことがありますか** | □ある　　　　　　　□ない |
| **業務上または通勤途上の疾病・負傷ですか** | □はい□いいえ | **「はい」の場合→事業主に報告のうえ、労災申請を行ってください****(労災対象の場合は健康保険対象外です)** |
| **第三者行為(交通事故等)によるものですか** | □はい□いいえ | **第三者行為に起因している場合、原則として医療費や傷病手当金等は、健康保険から支給されず、被害者等から加害者への請求となります** |
| **振込先口座** | **金融機関名** | **支店名** | **口座番号** | **被保険者口座名義** |
| 銀行信用金庫（銀行コード：　　　　　　　　　　） | 支店（支店コード：　　　　　　） | 普通預金 | **カタカナでご記入ください** |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

《注意》ご記入いただいた個人情報は、当該の利用目的以外に使用いたしません。上記に記載した内容について、後日、虚偽および誤記載であることが

判明した場合、遡って支給した金額を返還請求いたします、記載誤りや漏れがないよう再度確認してください。　　　　　　　　　　　　P健-9B-1（2024.12）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 受付日付印 |  |
|  |

**傷病手当金・傷病手当金付加金請求書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **医　師が記載するところ** | 対象者氏名 |  | 生年月日 | SH | 年 　 月 　 日 |
| 傷 病 名 |  | 療養給付開始日(初診日) | 年 　 月 　 日 |
| 発病または負傷の原因 |  | 発病または負傷年月日 | 年 　 月 　 日 |
| 労務不能と認めた期間 | 年 　　 月 　日から年 　　月 　日まで　(　　　　日間) | 左の期間中の診療実日数 | 日間 |
| 診療実日数0日の場合 | **※診療日数0日ですが、労務不能と判断された理由をご記入ください。** |
| 上記期間中の入院期間 | 年 月 日から年 月 日まで(　　　日間) | 療養費用の別 | 健保 ・自費公費 ・その他 | 転帰 | 治癒 ・ 中止継続 ・ 転医 |
| 診療日及び入院していた日を〇で囲んでください | 月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| 月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| 月 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 |
| **労務不能と認めた期間中**の投薬状況と通院指導の有無 | 投薬の有無 | 投薬状況 | 通院指導の有無 | 通院指導状況 |
| あり　・　なし | 月　　　　　日（　　　　　日分）月　　　　　日（　　　　　日分）月　　　　　日（　　　　　日分） | あり　・　なし | 　　週/　　　　　回 |
| ｢なし｣の場合の理由 | ｢なし｣の場合の理由 |
| **今回の労務不能期間中**の「主たる病状及び経過」「治療内容・検査結果・療養指導」等(詳しく) | **（傷病手当金の支給・不支給を判断する上で大変重要になりますので、できるだけ詳しくご記入ください）** |
| 病状及び経過 |
| 治療内容 |
| 前月の症状との比較 |
| 症状経過からみて、**今回の期間に労務不能と認められた**医学的所見 | **※患者の状態を検査結果・投薬状況や医学的所見などと合わせて詳しくご記入ください****※被保険者が従事していた本来の業務と同等の業務が可能か否かをご考慮のうえ、ご記載ください** |
| 治療終了見込時期や就労可能時期について | 治療終了見込時期□　　　　　　　年　　　　　月頃　　　　　　　　　□現段階では未定医学的見地から就労可能時期について□　　　　　　　年　　　　　月頃　　　　　　　　　□現段階では未定(その理由) |
| 上記のとおり相違ありません。年　　　　　月　　　　日医療機関所在地 医療機関名称 担当医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　（　　　　　） |

　※請求書は症状の変化に伴う労務不能状態を明らかにするため、数ヵ月分をまとめることなく１ヵ月単位でご記入ください。

　※記入内容について、後日健康保険組合から、詳細をお伺いすることがありますので、その際はご協力お願いします。

健保使用欄

P健-9B-2（2024.12）

　　　　　　　傷病手当金のご請求前に必ずご確認ください

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | 業務外の病気やけがで被保険者が療養のために続けて３日以上仕事を休み、給与が受けられないときなどに申請する⼿続き。（業務が原因でのけがや病気は対象外） |
| 支給条件 | **１．業務外の病気やけがで療養中であること。** **２．連続で３日以上仕事を休んでいること。** 仕事に就くことができなくなってから休んだ日が連続して３日以上あり、４日目から支給対象。 休み始めの３日間は「待機期間」と言い、傷病手当金の支給対象外。 **３．請求期間について医師が労務不能と認めていること。** **４．給与・報酬の額が傷病手当金の額未満であること。** 請求書を提出されても、医師の指示にもとづく療養状況を総合的に判断し支給可否を決定するため、不支給となる場合もある。下記「**※１内容審査**」を参照。 |
| 支給期間 | 支給日より支給条件を満たしている日について支給。(通算して１年６ヵ月に達するまで) |
| 支給額 | １日につき支給開始日の属する月以前の直近の継続した１２ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の３０分の１に相当する額の３分の２相当額。 ただし、支給開始月以前に標準報酬月額が定められている月が１２ヵ月継続していない場合は、次の いずれか少ない額の３分の２に相当する額。 ①支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の３０分の１に相当する額 ②支給開始日の属する年度の前年度の９月末における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の３０分の１に相当する額当組合では、付加金があり、休業１日につき直近12ヵ月間の標準報酬月額平均額÷30×20％相当額となります。支給の条件 【注意】 ●給与、同一の傷病等による障害年金または障害手当金、老齢年金、第三者行為による相手方(保険会社含む) からの休業補償、出産手当金等の給付がある場合、傷病手当金の支給はありません。 （傷病手当金の支給額が上回っている場合はその差額を支給） 年金・休業補償等受給に至った場合は、速やかに連絡してください。労基署等へ受給状況の確認を行うこともあります。●対象期間の報酬の全部又は一部を受けたとき（又は受けることができるとき）の報酬額及び期間は、賃金台帳（写）等で確認させていただきます。 |
| 請求期間 | 「労務に服することができなかった期間」は、**原則、1か月単位で請求してください。**職種によって請求単位月が変わります。例：＜POJの場合＞◆キャリアLP、所長、支社長　〇月16日～〇月15日◆TAP中LP、内勤社員　月初～月末・上記は基本例となります。記入時は実際の労務不能の日付をご記入ください。・数か月分をまとめて請求された場合、※１内容審査（質問書を送付等）いたします。・請求期間にかかる賞与が発生する可能性がある場合、賞与額確定後の支給となるため、支給決定に時間がかかることがあります。 |
| **※1****内容審査** | （1）健保組合に書類到着後、支給可否について健康保険法に基づき内容審査(※１)を実施。 （2）健保組合に書類到着後 (1)で支給妥当と判断した申請について支給する。(不備のない場合) ※１　内容審査…疾病・負傷の症状、医療機関への受診（投薬）状況等や、過去の傷病手当金の受給状況等により、傷病手当金請求書の医師意見欄だけでは支給可否が判断できない場合には、診療報酬明細書（レセプト）の確認、医師、前保険者等に照会。内容審査には時間がかかるため、支給が数ヵ月遅れる場合があります。 また、医師から通院の指示が出されているにもかかわらず、指示通り受診していない場合、医師が薬による治療を必要とし、処方箋が交付されているにもかかわらず、薬を購入せず、服薬していない等、治療に専念していない状況が見受けられた場合は、傷病手当金が支給されないことがあります。 |
| **＜提出前に最終確認をしてください＞**※請求書の「被保険者が記入するところ」に記入漏れはありませんか？記入漏れがあると支給が遅れることがあります。※「医師が記載するところ」は、主治医等に漏れなく記入してもらっていますか？【健康保険法規則第84条第2項】（診断書での代用は不可）（生年月日､名前の間違いが散見されます。もう一度確認をお願いします）※訂正がある場合、訂正された箇所に訂正の署名または訂正印を押していますか。「医師が記載するところを」を訂正する場合は医師の署名または訂正印が必要となります。 |
| 【資格喪失後の給付について】 被保険者期間が１年以上※あったものが傷病手当金を受給している間に資格喪失し、継続して労務不能と認められる場合は通算して１年６ヵ月を限度に受給することができます。被保険者期間が１年未満であるものが傷病手当金を受給している間に資格喪失したときは、退社日までの支給となります。 ※当組合加入前、健康保険の被保険者であった期間が１日も空けずに継続していれば通算可。ただし国民健康保険、共済組合、任意継続被保険者の期間を除きます。 |

**健康保険法　施行規則　第八十四条　（傷病手当金の支給の申請） 【抜粋/要約】**

傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を保険者に提出しなければならない。

**一** 　被保険者証の記号及び番号

**二** 　被保険者の業務の種別

**三** 　傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日

**四** 　労務に服することができなかった期間

**五** 　被保険者が報酬の全部又は一部を受けることができるときは、その報酬の額及び期間

**六** 　傷病手当金について、障害厚生年金又は障害手当金の別、その額、支給事由である傷病名、障害厚生年金又は障害手当金を受けることとなった年月日並びに障害厚生年金を受けるべき場合においては、基礎年金番号及び当該障害厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。以下同じ。）

**七** 　傷病手当金について、老齢退職年金給付（以下単に「老齢退職年金給付」という。）の名称、その額、当該老齢退職年金給付を受けることとなった年月日、基礎年金番号及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

**八** 　傷病手当金について、受けることができるはずであった報酬の額及び期間、受けることができなかった報酬の額及び期間、報酬を全部又は一部受けた場合において、受けた傷病手当金の額並びに報酬を受けることができなかった理由

**九** 　労務に服することができなかった期間中に[介護保険法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%89%ee%8c%ec%95%db%8c%af%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等、特例施設介護サービス費に係る施設サービス、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けたときは、[同法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%93%af%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) に規定する被保険者証の保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称

**２** 　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

**一** 　被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び前項第四号の期間に関する医師又は歯科医師の意見書

**二** 　前項第四号、第五号及び第八号に関する事業主の証明書

**３** 　前項第一号の意見書には、これを証する医師又は歯科医師において診断年月日を記載し、記名及び押印をしなければならない。

**４** 　療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給を受けることが困難であるため療養費の支給を受ける場合においては、傷病手当金の支給の申請書には、第二項第一号の書類を添付することを要しない。この場合においては、第一項の申請書にその旨を記載しなければならない。

**５** 　第一項の申請書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

**一** 　同一の疾病又は負傷による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、障害厚生年金の年金証書の写し、障害厚生年金の額及びその支給開始年月を証する書類並びに障害厚生年金の直近の額を証する書類

**二** 　同一の疾病又は負傷による障害手当金の支給を受けることができるときは　障害手当金の支給を証する書類

**三** 　[法第百八条第四項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%91%e5%88%ea%88%ea%96%40%8e%b5%81%5a&REF_NAME=%96%40%91%e6%95%53%94%aa%8f%f0%91%e6%8e%6c%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000004000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000004000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000004000000000000000000) の規定に該当する者　老齢退職年金給付の年金証書又はこれに準ずる書類の写し、その額及びその支給開始年月を証する書類並びにその直近の額を証する書類

**６** 　[法第百八条第三項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%91%e5%88%ea%88%ea%96%40%8e%b5%81%5a&REF_NAME=%96%40%91%e6%95%53%94%aa%8f%f0%91%e6%8e%4f%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000003000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000003000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000003000000000000000000) に規定する合計額が[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%91%e5%88%ea%88%ea%96%40%8e%b5%81%5a&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000003000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000003000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000010800000000003000000000000000000) に規定する障害手当金の額に達したことにより傷病手当金の支給を受けるべきこととなった者は、第一項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

**一** 　障害手当金の支給を受けた日から当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日までの期間に係る第一項第四号に掲げる期間及びその期間に受けた報酬の日額に関する事業主の証明書

**二** 　前号に規定する第一項第四号に掲げる期間に係る第二項第一号に掲げる書類

**７** 　(略)

P健-9B-3（2024.12）